

あなたは大切な人です 一人で悩まずに相談を

問い合わせ 市民協働課
☎0942-85-3508 FAX0942-83-3310
✉kyoudou@city.tosu.lg.jp

女性に対する暴力は、配偶者やパートナーからの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)の他、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあり、女性の人権を著しく侵害する行為です。女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。



まずは電話やメールで相談を

家庭内の心配ごと、子育てに関すること、結婚や離婚のこと、配偶者や交際相手からの暴力の悩み(DV・デートDV)などのさまざまな悩みを、相談員と一緒に考えます。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
市女性総合相談	0942-85-3659	月・水～金曜日 9時～17時 ※祝日、年末年始は除く。要予約
配偶者暴力相談支援センター 女性総合相談	0952-26-0018	火～土曜日 9時～18時(水曜日は21時まで) 日曜日・祝日 9時～16時30分 ※年末年始は除く。要予約
配偶者暴力相談支援センター 県女性相談支援センター	0952-28-1616 (相談専用ダイヤル)	月～金曜日 9時～16時30分 ※祝日、年末年始は除く
配偶者暴力相談支援センター DV専用相談(性別不問)	0952-23-3630	火～土曜日 9時～18時(水曜日は21時まで) 日曜日・祝日 9時～16時30分 ※年末年始は除く。要予約
性暴力救援センター・さが (さがmirai)	はやくワンストップ #8891(全国共通番号)	24時間対応

- 内閣府男女共同参画局は、相談体制を拡充しています。『DV相談+』では、電話(24時間受付)やチャット(12時～22時)で相談を受け付けています。また、10カ国語(チャット)にも対応しています。



DV相談+

パープルリボン・プロジェクト

パープルリボン・プロジェクトは、DVなど、家庭内、恋人間の暴力や虐待の根絶への関心を呼び起こし、暴力の下にいる人々に勇気を与えようとの願いから、アメリカで始まった国際的な草の根運動です。パープルリボンには『女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう』というメッセージが込められています。

- パープル・ライトアップ 市は、パープルリボンにちなんで、紫色のライトアップを実施します。

- とき・ところ 11月12日(木)～25日(水)、市役所1階市民協働課=8時30分～17時15分(開庁日のみ) ▼市役所3階東側=17時30分～19時(開庁日のみ) ▼佐賀東部グリーンエコランド=18時～23時

運動に関する展示

女性に対する暴力をなくす運動関連の展示や、市の取り組み、関連図書の紹介などを行います。

- 関連図書コーナー(市立図書館) 11月6日(金)～12月2日(水)、10時～19時(土・日曜日、祝日は18時まで)
- パネル展示(市役所1階エントランスホール) 11月17日(火)～25日(水)、開庁時間



配偶者暴力防止法の改正

『配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律』の一部が改正され、令和7年12月30日に施行されました。この改正により、紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得なども接近禁止命令などにおける禁止行為の対象となります。